

寒川町訓令第 5 号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町例規集管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 27 年 5 月 26 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町例規集管理規程の一部を改正する訓令

寒川町例規集管理規程(昭和62年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(管理)

第3条 例規集は、デジタル化した例規をデータベース化して管理するものとする。

2 例規集に収録すべき例規を制定し、又は例規集に収録されている例規を改正し、若しくは廃止したときは、その内容を補正するため、データベースを更新するものとする。

第4条から第8条までを削り、第9条を第4条とする。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(寒川町事務決裁規程の一部改正)

2 寒川町事務決裁規程(昭和53年寒川町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2総務部の表総務課の部法制の項課長の欄中「、発行及び加除整理」を「及び管理」に改める。